

仕様書番号：第 56 号
作成年月日：令和 8 年 8 月 28 日
作成部隊名：宇都宮駐業管理科営繕班

5 号建物排煙窓他修繕工事

宇都宮駐屯地業務隊

共 通 仕 様 書

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊宇都宮駐屯地における修繕について、共通的な必要事項を規定する。

2 適用範囲

本仕様書は、本工事に関連する事項のみ適用する。

3 用語の定義

- (1) 「現場代理人」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために、作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者をいう。
- (2) 「業務作業員」とは、現場代理人の指揮により業務を実施する者をいう。
なお、現場代理人は、業務作業員を兼ねることができる。
- (3) 「作業」とは、本仕様書で定める点検、修理、整備、交換等に当たることをいう。

4 材 料

- (1) 材料はすべて新品とし、本仕様書に記載された製品又は同等品以上とする。
- (2) 材料は官側の検査を受け、合格したものを使用とする。
- (3) 材料は日本工業規格(JIS)等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受けるものとする。
- (4) 材料置場等は、官側の指示した場所とする。
- (5) 仕様書に明記された材料等は、使用材料承認書を提出し、承認を得た上で調達とする。
- (6) 材料等は、全て新品とし、国産メーカーを選定し、本仕様書に記載された製品または同等品以上とする

5 検 査

あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。

6 立 会

作業終了後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工する。

7 水道、電気料の使用

作業に必要とする電気、水は、請負者が負担する。

8 後片付け

作業終了に際しては、現場の後片付け及び、清掃を実施する。

9 発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引渡す。それ以外の物については、関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストE票の写しを監督官に提出する。

工事件名	5号建物排煙窓他修繕工事	図面番号	1/6
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科営繕班		

10 完了検査

受注者は、本仕様書の工事を完了した場合は、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。
なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。
その際、手直しに関する契約工期の延長はしない。

11 作業現場の管理

- (1) 作業場への作業人、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事故防止については、受注者の責任でこれを管理する。
- (2) 作業場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努める。
- (3) 作業場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

12 安全管理

- (1) 作業人は、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業場又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。
- (3) 現場代理人は、作業日においては駐屯地内に常駐とする。下請作業員のみ作業は禁止とする。

13 提出書類

受注者は、契約後、官側の指示する書式に基づき必要書類を提出する。

14 作業写真

受注者は、官側の指示に従い、工事材料、作業前・中・後、作業後隠ぺいとなる箇所、主要な作業段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真1部を作業工程順に写真帳(A4版)に整理し、官側に提出する。材料は搬入の都度、作業に係る全数量・規格が分かるように撮影すること。

15 作業日時

本工事は原則として、平日の8時15分から17時までの間とする。

16 瑕疵期間

本工事の瑕疵期間は工事完成検査後1年間とする。

17 疑義

本仕様書及び図面に記載並びに監督官の指示がなくとも技術的に当然なすべき事は実施すること。その他、不明な事項等疑義が生じた場合は、その都度監督官と協議し、監督官の指示に従うものとする。

工事件名	5号建物排煙窓他修繕工事	図面番号	2/6
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科営繕班		

特 記 仕 様 書

1 件 名：5号建物排煙窓他修繕工事

2 工事場所：栃木県宇都宮市茂原1－5－4 5 陸上自衛隊宇都宮駐屯地

3 工事概要：排煙窓手動開放装置修繕工事 5箇所
他付帯工事 1式

4 一般事項

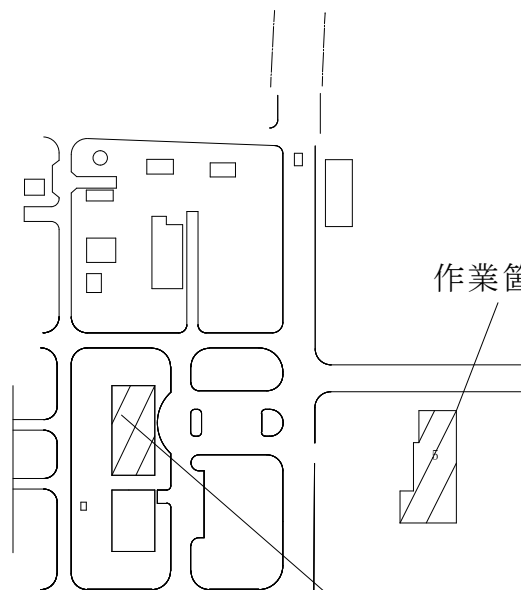
- (1) 本件は本仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則に基づくものとする。
国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」
国土交通省監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」
国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
国土交通省監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」
国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
国土交通省監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」

5 特記事項

- (1) 本件で修繕する内容は次の通りとする。詳細は別図を参照すること。
ア)排煙窓手動開放装置修繕（SL-300） 4箇所
イ)排煙窓手動開放装置修繕（SL-250） 1箇所
ウ)他付帯工事 1式
- (2) 既施設は展示品（史料）があるため、養生については十二分に実施すること。
養生実施後は、管理者および監督官の検査を受けるものとする。
また作業完了後は、清掃を実施すること。
- (3) 排煙窓手動開放装置修繕後、監督官立会のもと動作確認し、正常に稼働するか確認すること。
その際に、本施工箇所以外で不良箇所が判明した場合は、監督官へ報告するとともに修理用見積書を作成し、提出すること。
- (4) 照明設備の再取付後は、監督官又は監督官が任命するものが立会の元、絶縁抵抗測定を実施すること。
- (5) 消防設備器具の再取付後は、監督官又は監督官が任命するものが立会の元、動作確認試験を実施すること。

工事件名	5号建物排煙窓他修繕工事	図面番号	3／6
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科営繕班		

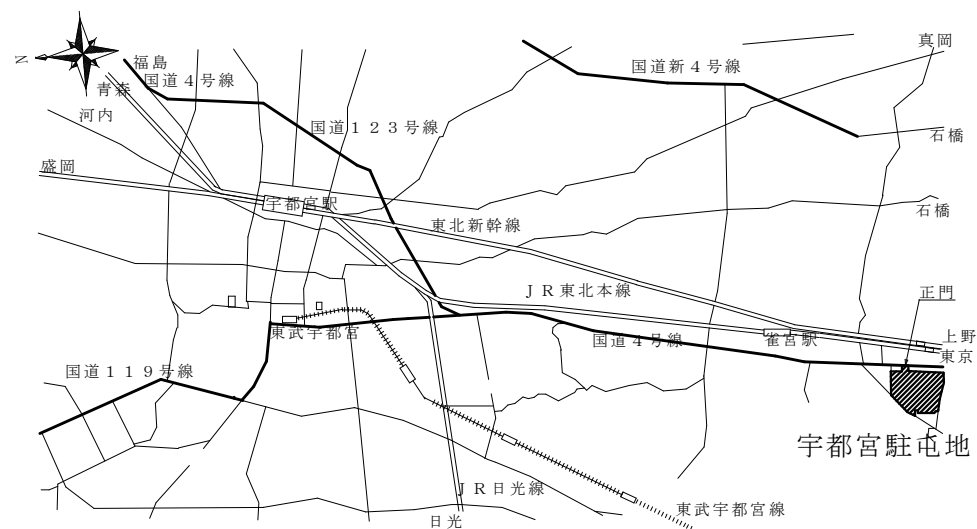
正門



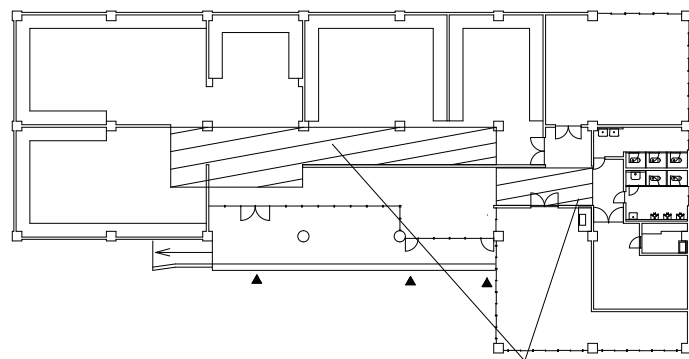
作業箇所：5号建物

面談箇所：152号建物業務隊管理科

配置図



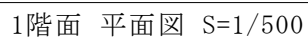
案内図



5号建物平面図

作業箇所：5号建物 1階面

工事件名	5号建物排煙窓他修繕工事	図面番号	4 / 6
種 別	案内図・配置図	縮 尺	S=1:X
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科営繕班		



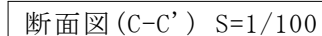
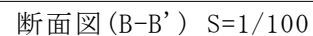
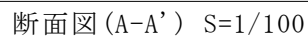
☐ ①	排煙窓手動開放装置 露出ハンドル型 (SL-300) 突出し型-手動開閉	☐ ②	排煙窓手動開放装置 露出ハンドル型 (SL-250) 内倒し型用-手動開閉	—	メインケーブル
----------------------------	--	----------------------------	---	---	---------

①突出し型-手動開閉(SL-300)

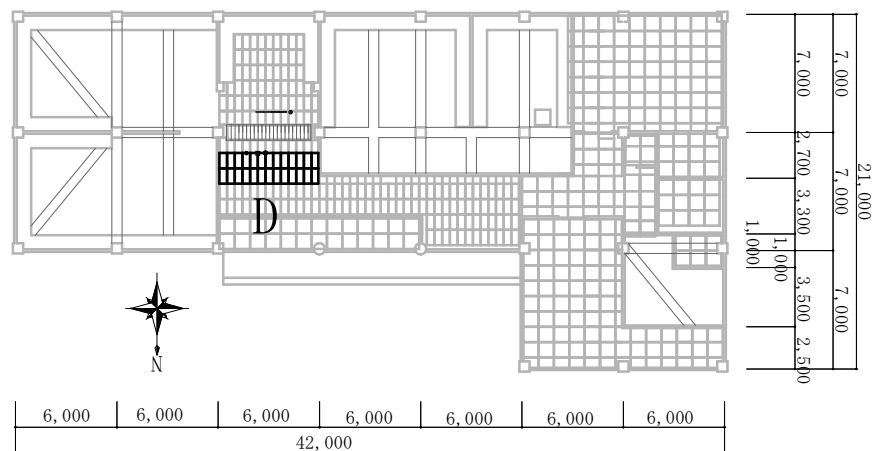
撤 去	新 設	単 位	数 量	参 考 品
ハンドルボックス (Cablex製)	ハンドルボックス露出型	台	4	オイレスECO SL-300型 ハンドルボックス露出型又は同等品以上
チェーンケース (取付金具、障子金具含む)	チェーンケース (取付金具、障子金具含む)	箇所	3 2	オイレスECO SL-300型 チェーンケース又は同等品以上
ワイヤーロープ	メインケーブル (24m)	箇所	4	オイレスECO SLシリーズ共通 メインケーブル又は同等品以上

撤 去	新 設	単 位	数 量	参 考 品
ハンドルボックス (Cablex製)	ハンドルボックス露出型	台	1	オイレスECO SL-250型 ハンドルボックス露出型又は同等品以上
コネクターセット (取付金具含む)	コネクターセット (取付金具含む)	箇所	6	オイレスECO SL-250型 コネクター又は同等品以上
ワイヤーロープ	メインケーブル (16m)	箇所	1	オイレスECO SLシリーズ共通 メインケーブル又は同等品以上

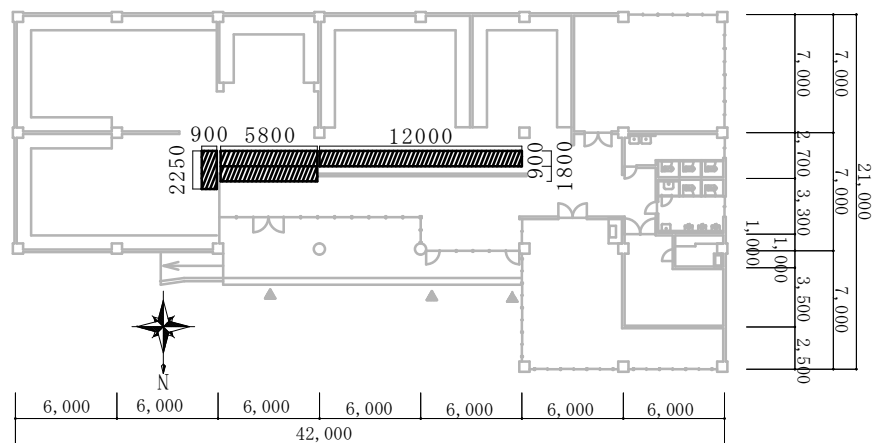
手動開放装置修繕後は、監督官又は監督官の任命するものが立会の元、動作確認をすること。



工事件名	5号建物排煙窓他修繕工事	図面番号	5/6
種 別	排煙窓手動開閉装置修繕詳細図	縮 尺	図 示
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科営繕班		



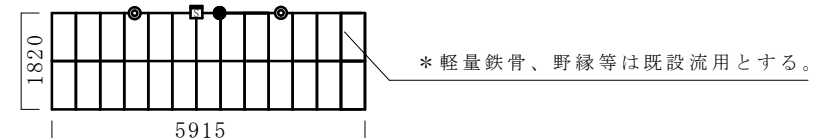
天井面施工箇所 天井伏図 S=1/250



足場設置箇所 平面図 S=1/250

凡 例

□	天井化粧せっこうボード(455mm×910mm)	☒	煙感知器(直付)
◎	ダウンライト(埋込) [φ150]	●	非常用照明(直付)
▨	足場設置箇所(階高 FL+4600mm)		



D 天井面施工詳細図 S=1/100

天井面 撤去・再施工箇所

- 1 天井化粧せっこうボード貼り(突付け)
厚さ 9.5mm 幅 455mm×910mm
- 2 照明等一時取り外し・再取付
- 3 天井面切り欠き

足場詳細[階高 FL+4600mm]

参考：内部仕上足場[手すり先行方式](枠組棚足場 階高4.0m超)
建枠 900×1700mm、調整枠 900×1200mm、板付布枠 500×1800mm
板付布枠 240×1800mm、筋違 1200×1800mm、足場板 240×4000mm

特記事項：

- 1 天井部の照明は再取付後に、監督官又は任命する者の立会の元、絶縁抵抗測定及び動作確認を実施とする。
- 2 煙感知器は再取付後に、監督官立又は任命する者の立会の元、動作確認試験を実施とする。
- 3 作業前に養生を実施し、監督官の許可を得て作業に着手すること。作業完了後において清掃を行うものとする。

工事件名	5号建物排煙窓他修繕工事	図面番号	6/6
種 別	他附帯工事詳細図	縮 尺	図 示
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科営繕班		